

令和4年度 広陵町教育委員会会議

○ 開会及び閉会

令和5年3月29日（水） 午後 1時30分開会
同日 午後 3時07分閉会

開催場所：広陵町役場 3階 第1委員会室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

（教育長）植村佳央、1番委員：（教育長職務代理者）松井秀史、
2番委員：奥田俊詞、

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
図書館長	尾藤 肇子
スポーツ振興課長	坪水 裕子
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会課長補佐	南 雄太郎
教育総務課指導主事	小嶋 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

4 議案 (1) 後援名義使用許可申請について（「第65回奈良県母親大会」について）

○教育長 それでは、議案に入らせていただきます。19ページをご参照ください。これは毎年申請されています。今回、第65回の奈良県母親大会の後援についてのお願いということで、奈良県母親大会実行委員会の方からもらっています。

教育総務課指導主事、よろしくお願ひします。

○教育総務課指導主事 失礼します。第65回の奈良県母親大会実行委員会より、第65回の奈良県母親大会後援についての申請が出ております。この大会の目的ですが、「生命を生み出す母親は生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンの下に、「核戦争から子どもたちを守ろう」という目的で行われています。日時は2023年7月9日、日曜日、13時15分から15時30分、開催場所は天理市民会館やまのべホール、参加人数は500人、参加費は大会協力券として800円、障害者・大学生400円となっています。事業に関する資料としましては、冊子の20ページに会則、21ページに実施要項、22、23ページに昨年度のビラをつけております。大会予算については19ページの下に記載されていますので、ご確認ください。

以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。今、教育総務課指導主事から説明をしていただきました。これについては何かご意見ございますでしょうか。またはご質問等があればお願ひします。例年は後援の承認をさせていただいているかと思います。一度だけ後援を見送ったときがあったと思います。

○A委員 ありましたね。

○教育長 はい。一回ありましたね。資料を見ていただいてどうでしょうか。23ページまでが

資料になっております。よろしいでしょうか。

○A委員　　はい。結構です。

○植村教育長　　それでは、奈良県母親大会の後援については承認ということでよろしくお願ひします。

4 議案（1）後援名義使用許可申請について（「子育て世代応援プログラム～親と子の生き抜く力の育成～」について）

○教育長　　続いて、子育て世代応援プログラム～親と子の生き抜く力の育成～について、一般社団法人ご縁を結ぶ・子育てリボンのほうから申請が出ております。

これも、教育総務課指導主事、説明をお願いします。

○教育総務課指導主事　　24ページをご覧ください。一般社団法人ご縁を結ぶ・子育てリボンより、子育て世代応援プログラム～親と子の生き抜く力の育成～についての後援名義使用申請が出ております。事業の目的ですが、生きていく上で必要なお金の知識を子どものうちから身につけ、親子と一緒に学ぶことで親と子のこれから時代を生き抜く力を育成するためにということになっております。開催期間は令和5年7月29日、土曜日、30日、日曜日です。会場はエコール・マミ、広陵町馬見中4丁目1にあるエコール・マミです。参加対象者は3歳から小学校6年生ぐらいまでの子どもさんとその保護者となっております。事業内容、お店屋さんごっここの体験を通して、親子でお金についての知識を学ぶ体験型の社会貢献プログラムということです。入場料・参加費は要りません。他の後援予定団体としましては、広陵町・香芝市・香芝市教育委員会となっております。25ページに收支予算表、26ページには配布ビラの見本、27ページには過去の後援実績が書類をいただきましたので添付しております。確認いただいてご審議よろしくお願いします。

○教育長　　これについては、今年度ですね。10月の末の土日やったと思います。エコール・マミでされました。それから今年に入って2月12日にグリーンパレスで同じことをされました。私は、両方とも顔を出させてもらったのですが、本当に子どもたちにとってお金の大切さをしっかりと教えていただいている状況があり、とてもいい取組だと思っております。これまでで3回目ぐらいですかね。承認はしてもらっていると思います。このことにつきましてご質問またはご意見等がございましたらよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。過去の後援実績というのもかなりいろいろなところでやっていただいております。よろしいでしょうか。何かあったらお願ひします。

○A委員　　この事業報告は事後にさせていただきましたですかね。それはなかったですか。

○教育長　　いや、ありましたね。事後報告ありましたね。報告書をこの前。

○教育総務課指導主事　　はい、いただいています。すみません。それはちょっと今回載せていないです。いただいています。

○A委員　　そういうのがちゃんと出ていればそれで結構です。

○教育長　　はい。ちょうど今年度の10月の土日にされたときも、結局エコール・マミでされたので香芝市と広陵町両方で後援という形になって、募集した結果、人数制限がありましたので、抽選の結果、広陵町の方が案外少なかったのです。その関係で2月12日にグリーンパレスでもう一度広陵町の子どもたちにやってあげたいということでグリーンパレスされた状況があります。そのときも子どもさんと親御さんが一緒に来ておられ、子どもさんがワークショップしているときには親御さんにもお金の大切さ、「こういうことを教えてください」みたいなことを別々に話されていましたので、私としてはいいことやってくれているなと思いました。なかなか学校ではいわゆる金融教育、金銭教育というのができていな状況があり、やはりこういう形で教えてもらうのもお金の大切さにつながるのかなと本当に思いました。1,000円札1枚と、1円玉を1,000個、どっちが価値あるとかいう話もありますが、同じなのです。重さでいったら全然違いますよね。この1,000円のこの1円玉1つがなくての999円で物を買えないのよと言って。そんな話とかいろいろしてくれているのですよね。何かそれでは子どもたちすごくよく分かる話だと思っていました。承認でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

4 議案 (1) 後援名義使用許可申請について(「日本健康相談活動学会第18回夏季セミナー」

について)

○教育長 続いて、3つ目です。日本健康相談活動学会第18回夏季セミナーについて、28ページをご参照ください。

これも教育総務課指導主事、よろしくお願ひします。

○教育総務課指導主事 日本健康相談活動学会第18回夏季セミナーについての後援名義の使用申請が出ております。28ページです。主催者は日本健康相談活動学会です。目的は4番に書いていますが、日本健康相談活動学会夏季セミナーは、子どもたちの心身の健康課題が多様化・深刻化・複雑化する中で、解決に向けて、養護教諭の職の特質や保健室の機能を生かし、多職種と連携した支援に寄与するための力量形成を目的とされておられます。今回のセミナーでは、社会の変化に対応した、養護教諭の行う健康相談・健康相談活動の在り方を探るということで、養護教諭の専門性を「健康相談・健康相談活動」を通して考えるという名目のもとに研修を行って、養護教諭の資質・能力の向上を目指すということになっております。実施日時及び場所は令和5年8月19日、土曜日、20日、日曜日、畿央大学で行われるということです。入場料・対象者・参加予定人数については、事前申込み2日間で6,000円、学生2,000円となっております。学校保健関係者、養護教諭、大学教員、学生、大学院生が対象で約150人参加予定者ということで報告されています。ほかの後援先としても奈良県教育委員会、香芝市教育委員会、奈良県医師会、奈良県歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、養護教育研究会、高等学校養護教育研究会となっております。29ページから32ページに開催要項、それから33ページに予算案、34ページに当セミナーの会則、35ページに役員の名簿、36ページに新聞に掲載された記事等をいただきましたので添付しております。

以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。今、説明をしていただきましたが、これについてのご質問またはご意見等がございましたらよろしくお願ひします。この実行委員長の高田先生は、畿央大学の健康学部の養護教諭を養成している大学の先生です。高田先生とは、私が保健体育課で一緒に勤めてさせていただいて、養護教諭の指導主事をされていました。その後、畿央大学へ行かれたということです。高田先生が今、中心になってこの学会をされているということです。過去にこれ承認したような気がするのですが。

○教育総務課指導主事 輪番で回ってくるということで、今回は畿央大学で高田先生を中心ということです。

○A委員 結構かと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。それでは、承認ということでおろしくお願ひします。

それでは、議案の1つ目の後援名義の使用許可申請については以上全て承認とさせていただきます。

4 議案 (2) 広陵町通級指導教室実施要綱の一部改正について

○教育長 続いて、2つ目の広陵町通級指導教室実施要綱の一部改正について、これも別紙をご参照ください。

これについては、学校支援課長、よろしくお願ひします。

○学校支援課長 お手元資料の広陵町通級指導教室実施要綱の一部を改正する要綱の概要集、左上、ホッチキス留めしているものでございます。今般、中学校にも通級指導教室開設を認めていただきましたので、それに伴う改正ということで、改正理由といたしましては、平成31年には真美ヶ丘第二小学校通級指導教室を開設しておりました。それとここに記載はございませんが、平成3年度には広陵町立の広陵北小学校で広陵かがやき教室ということで2つ実施をしておりました。ただ、小学校で40名程度の利用者が増えてきております。これが小学校で途切れることのないように、切れ目のないように中学校までということを要望をしておりましたものを認めていただいたということでございます。それによる関係する条文の改正でございます。

改正内容につきましては、教室名でございます。広陵レソール教室という名称にさせていただきたく改正を求めるものでございます。レソールとは、フランス語で飛躍とか発展を意味するものであります。そのアポストロフィーで母音とかがC EとかD EとかこのL Eもそうですが、こういったものから始まる場合はアポストロフィーで記載するというようなルールらしくございます。レソールという名称で改正をさせていただくと。発音はどんな発音が本当なのかちょっと私、分かりません。

そういうところで、めくっていただきましたら告示の様式、それ以降につきましては様式類をつけさせていただいております。

もう1点、その障害の「害」という表記を平仮名に改めるというところも含めまして、最後から2枚目、この実施要綱につきましては改正後の全てのものを入れたものをおつけしております。またお目通しをいただいたらと思います。予算も見ておりまして、それが認められたということで非常に良かったかなというようなところでございます。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。とにかく2つの通級指導教室があつて中学校にはないということで、県に対してその開設に向けて、とにかく開設したいということを常に言っていました。それがもう無理かなと思っていたのですが何とか県教委として開設していただいた状況がございます。それとともに、中学校だからという新たな学級の名前をつけたいと思いました。小学校の「はばたき教室」、「かがやき教室」という名前をつけたのですが、中学校の通級教室の名前を「きらめき」とかにしようかなと思ったのです。昨年12月に真美ヶ丘中学校にフランスの総領事が来られたことから英語よりフランス語のほうがいいかなということで、学校支援課長補佐や学校支援課指導主事も含めていろいろ考えていただき、そういう中で発展とか飛躍、そういうものがいいかなという話になり、フランス語だったら「レソール」となるからそれしようかという話になって、「レソール教室」にさせてもらったという経緯がございます。子どもたちにとっては、フランス語は真美ヶ丘中学校の生徒たちには馴染みある言語かなと思いますので、そういうふうにさせていただきました。

このことについては何かご質問とかご意見ございませんでしょうか。どうでしょうか。今現在、通級指導教室50人。

○学校支援課長 50人は超えています。

○教育長 50人。確かに50人になるかなと思います。そのうちに卒業する児童が十何人いたかなと思います。そういう中で、基本的には広陵中学校区の子どもたちのほうが多いです。いわゆる「かがやき教室」の子どもたちのほうが多いですが、取りあえずその空き教室を考えたときに真美ヶ丘中学校がどんどん空き教室ができてきただけで、真美ヶ丘中学校にこの通級指導教室「レソール教室」を持っていくということになりました。ちょうど真美ヶ丘中学校には国語の先生なのですが、特別支援にずっと関わりたいと思っておられていまして、その先生がこの通級指導教室の担当をしていただき、広陵中学校にも訪問指導もしていただくことになるのです。また逆に中学生になりますので子どもたちが自転車でひょっとしたらそういう教室のほうに移動することも可能かなと思っています。そんな流れになります。よろしいでしょうか。これは。何かご質問とかございませんか。A委員、B委員、よろしいでしょうか。

○A委員 はい。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、取りあえず議案のほうはこれで終わります。

続いて、その他の方に。

4 追加議案 広陵町立小・中学校独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則概要

について

○教育総務課長 急遽、すみません。スポーツ振興センターの規則を入れさせていただいております。別紙で広陵町立小・中学校独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則概要と書かれたものを置かせていただいている。こちらのほうなのですが、今回新しく規則を制定させてい

ただくという内容になります。小・中学校については日本スポーツ振興センターの掛金というのを任意で徴収させていただいておりまして、これまでずっと行ってきたことなのですが、その根拠の規則がなかったということで、今回改めて作らせていただきました。

内容といたしましては、保護者から徴収する掛金の額を制定させていただいているのと、徴収する期日までに納めるという徴収のことについて書かせていただいています。あと、準要・要保護の方については免除をさせていただくので、その旨を定めたもの。これまでの事務の流れを規則化したものになりますので、よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。今、教育総務課長のほうから説明をしていただきました。この規則概要と規則について見ていただけたらと思います。少し目を通していただいてご質問またはご意見等がございましたらお願いします。少し時間をかけて見ていただけたらと思います。

○A委員 よく分からないので質問ですが、この第4条に「毎年度、校長が保護者から徴収し、教育委員会が指定する日までに町に納入しなければならない。」これはどういう形で集めているのですか。

○教育総務課長 諸費の中の1つとしてスポーツ振興センターの加入に同意いただける方がお金の半額960円が掛金になるのですが、その半分を保護者負担として集めさせていただいている。それを給食費も同じですが校長がまとめて、町に納入する。町は、5月末までに同意いただいた方の分をお支払いしているので、半分が保護者から戻ってくるというイメージです。

○A委員 これはだから、銀行引き落としみたいになっているのですか。学校としては。

○教育総務課長 そうですね。はい。

○A委員 そうですか。それからその上のね。要保護者は1人当たり20円とすると。この根拠は何なのですか。20円というのはその意味があるのですかね。これもし無料にしたら。

○教育総務課長 町では実は無料なのです。ただ、センターのほうから、その分として納める掛金を20円と定められているものがあります。費用を無料とするとセンターの加入要件を満たさないそうなのです。一旦20円という額を定めて町がその分を負担するという方法でないと成り立たないということで、実質は無料なのですが、その額が定められているのでそのまま準用しているような形になります。

○A委員 書いてあるが実際は20円徴収していない。

○教育総務課長 そうです。

○A委員 これ規則の文面、それでいいのですかね。

○教育総務課長 はい。

○A委員 普通に読めば20円払うんやなと思いますわね。

○教育総務課長 はい。思います。

○A委員 これもし議会とかで説明したら、それ分かりますね。

○教育総務課長 そうですね。

○A委員 無料にしているのはもうそれでいいと思うのですけどね。

○教育長 準要保護家庭ということです。だから、規則の文面でこういう規則に定めているのに実際は徴収しないというのも変な話ですね。だから、それであれば附則に入れるということができるですか。例えば20円は町で負担しますとか。そんなのはできないのかな。

○学校支援課長 附則はちょっと駄目です。

○教育長 できないですか。

○学校支援課長 もう要保護者また準要保護者の児童生徒にあっては別に定めるとか、そのような意味あいのものを入れるか。日本スポーツ振興センターの定める何々によるとか。そういうふうな記載が限度になるのかなと思います。

○A委員 そういう形のほうがスッと読みますよね。これ。

○教育総務課長 はい。

○教育長 それでは、議案につきましてこれで終わりです。